

市政などへの苦情申し立ては

オンブズパーソンへ

○オンブズパーソン制度とは

市政などに関する苦情を、公正で中立的な立場のオンブズパーソン(語源はスウェーデン語で、市民に代わって権利を守る人)が迅速に調査し解決する制度です。

必要に応じて、市などに対し、意見、勧告、制度の改善を提言します。

○苦情申し立ての対象

市が行っている業務や職員の

行為に対して、違法、不適当などと感じた場合、自身の利害に関することなら、どなたでも苦情を申し立てることができます。ただし、その事実があった日の翌日から1年を経過したと、裁判などで係争中のことまたは確定したこと、議会に関することなどを除きます。

市の機関だけでなく、市と協定を結んだ公共的団体、民間福祉事業者、私立保育園なども対

象になります。

協定を結んでいる事業者は市ホームページをご覧ください。どうか、オンブズパーソン・市政相談担当へ問い合わせてください。

○苦情申し立ての方法

苦情申立書(市の施設にあるほか、市ホームページからダウンロードも可)を、市役所オンブズパーソン・市政相談担当へ提出してください。郵送(専用封筒あり)やファックス5445121でも提出できます。

○調査の結果

調査の結果は、苦情を申し立てた方に文書で通知します。

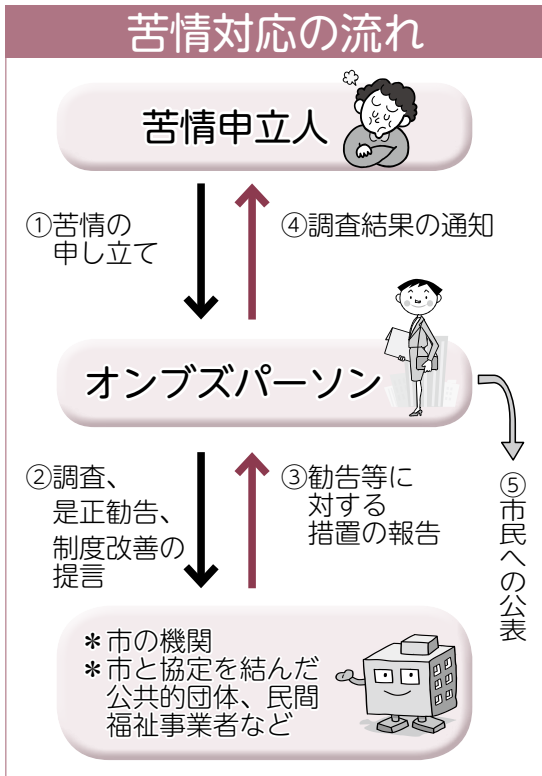
また、オンブズパーソンが市に対して、意見、勧告、提言をした場合は、その内容と市が行った是正などの措置も報告します。

○苦情に関する相談はオンブズパーソン相談へ

オンブズパーソンによる相談(月4回/予約制)を実施しています。

相談日は「広報あきしま」の毎月1日号に掲載しています(今号は18ページ)。

☆詳しくは、オンブズパーソン・市政相談担当へ。



平成28年度交通災害共済(ちよこつと共済)の加入者を募集

ちよこつと共済は、東京都の全市町村の住民が会費を出し合い、交通事故で負傷したときに見舞金を受けられる制度です。

交通災害の程度と見舞金額は表1のとおりです。詳しくは、1月下旬に全世帯に配布した申込書をご覧ください。

◇対象 市内に住民登録のある方

◇コース・会費(どちらかを選択)

*Aコース 年額1000円

*Bコース 年額500円

◇加入期間 4月1日～来年3月31日(年度途中に加入またはコース変更をした場合は申し込みの翌日から有効)

◇申し込み 申込書と希望コースの会費を持って、市役所、東部出張所、あいぼっく、武蔵野会館、緑会館、環境コミュニケーションセンター、市内の金融機関(郵便局を除く)で

※申込書は、各申し込み場所にあります。
※公費負担による特別加入はありません。

○加入受け付け臨時窓口を開設

◇日時・場所

*2月2日(火)～4日(木)の午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く) 市役所市民ロビー

*2月7日(日)の午前10時～午後4時 市モリタウン東館(昭島駅北口)2階エレベーター横

○見舞金の請求

見舞金の請求には、事故証明書と診断書が必要です。

☆詳しくは、市民係へ。

▼表1 交通災害の程度と見舞金額

等級	交通災害の程度	Aコース	Bコース
1等級	死亡	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害	200万円	100万円
3等級	入院日数30日以上	25万円	16万円
4等級	入院日数10日以上30日未満、または、実治療日数30日以上	9万円	6万円
5等級	実治療日数10日以上30日未満	5万円	3万円
6等級	実治療日数10日未満	3万円	2万円